令和９年度　五戸町奨学生募集要項

五戸町奨学資金貸与条例（平成２０年五戸町条例第１４号）に基づく奨学生を、次により募集する。

１　趣旨

五戸町出身の学生及び生徒であって、経済的理由により就学困難な者に対して奨学資金を貸与し、もって人材の育成を図ることを目的とする。

２　応募資格

五戸町に１年以上居住する者の子であって、大学、短期大学、専門学校（以下「大学等」という。）、高等専門学校、高等学校に進学又は在学し、次の各項に該当する者。

（１）学業成績が優良である者

（２）経済的理由により学資負担が困難と認められる者

３　奨学資金の貸与額、貸与期間

（１）貸与額

（ア）高等学校		月額２万円以内
（イ）高等専門学校	３学年以下	月額２万円以内
	４学年以上	月額４万円以内
（ウ）大学等		月額４万円以内

（２）貸与期間

貸与期間は、令和９年４月から正規の修学期間内（休学、留学期間は除く。）とし、奨学資金は毎月貸付する。

４　奨学資金の償還

（１）奨学資金は、修学終了後の１年後の月から、次の（ア）、（イ）に定める期間

（ア）高等学校、高等専門学校（１～３学年）　１０年

（イ）大学、短期大学、専門学校、高等専門学校（４～５学年）

貸付期間の２倍の期間以内

（２）貸与利息は無利子とする。

５　償還の減免

高等学校（１～３学年）、高等専門学校で奨学資金の貸与を受けた方（高等専門学校１～３学年）で、修学終了後５年以内に町内に住所を有し生計を営んでいると認められる場合は償還額の最大２分の１以内の額を減免することができる。

6　奨学資金の貸与停止等

奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学資金の貸与を停止し、または取り消すものとする。

（1）休学をしたとき。
（2）奨学資金の貸与を辞退したとき。
（3）傷病等のため成業の見込みがないとき。
（4）学業成績又は操行が不良と認められるとき。
（5）奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
（6）その他、奨学生として適当でないと認められたとき。

6　申込手続

申請者は、令和８年１０月１日から令和９年１月２９日までに、五戸町教育委員会へ保護者同伴により、下記の書類を直接提出すること。ただし、申請者本人が来ることが出来ない場合は、保護者が代理して提出することも可とする。その場合は、五戸町教育委員会が申請者本人に電話連絡をして、申請内容を確認することとする。

（1）五戸町奨学資金貸与申請書（様式第１号）
（2）成績証明書（最終学校の証明書）
※申請時において学校側で発行できる最新のもの。
（3）連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書
（4）合計所得金額閲覧同意書
※令和８年１月１日時点で五戸町内に住所がある方。

令和８年１月１日時点で五戸町外に住所があった方は、転入前の居住自治体から保護者の所得証明書（令和８年度）を取得すること。（農業または自営業等を営んでいる場合は、過去３年間分（令和６年度、令和７年度、令和８年度）の所得証明書も取得すること。）

7　連帯保証人及び保証人

（1）連帯保証人とは、奨学生の父母、兄姉又はこれに代わる者であって、五戸町に在住し、奨学資金の償還の責めを奨学生と連帯して負うことができる者とする。
（2）保証人とは、原則として五戸町に在住し、独立の生計を営む者で、奨学生かつ連帯保証人が償還できない場合に、償還の責めを負うことができる者とする。

8　選考

書類審査により、３月上旬に結果を通知する。奨学資金の貸与が決定した者は、次の書類を五戸町教育委員会に令和９年４月７日までに郵送等で提出すること。

（1）誓約書（様式第３号）
（2）五戸町奨学資金口座振込依頼書
（3）振込先口座の金融機関名、支店名（店番）、口座番号、口座名義人が記載された通

帳の写し

（４）在学証明書または合格通知書の写し

（５）その他、教育委員会が必要と認める書類

○ご不明な点は、五戸町教育委員会教育課（町立公民館２階）へお問い合わせください。

電話６２－２１１１（内線５１４）